

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

令和4年7月25日
第136回初中分科会
資料 1-1

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する等の措置を講ずる。

概要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。

＜記録の範囲＞

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権が必要と認めるもの

②指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることとする。

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、他の校長及び教員の場合は任命権者。



指導助言者は、(1)～(3)に基づき、
・校長及び教員からの相談対応、
・資質の向上の機会に関する情報提供
・資質の向上に関する指導助言を行なう※3。

指導助言者の求めに応じ、資質の向上の
機会に関する情報の提供等

教職員支援機構、大学等

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

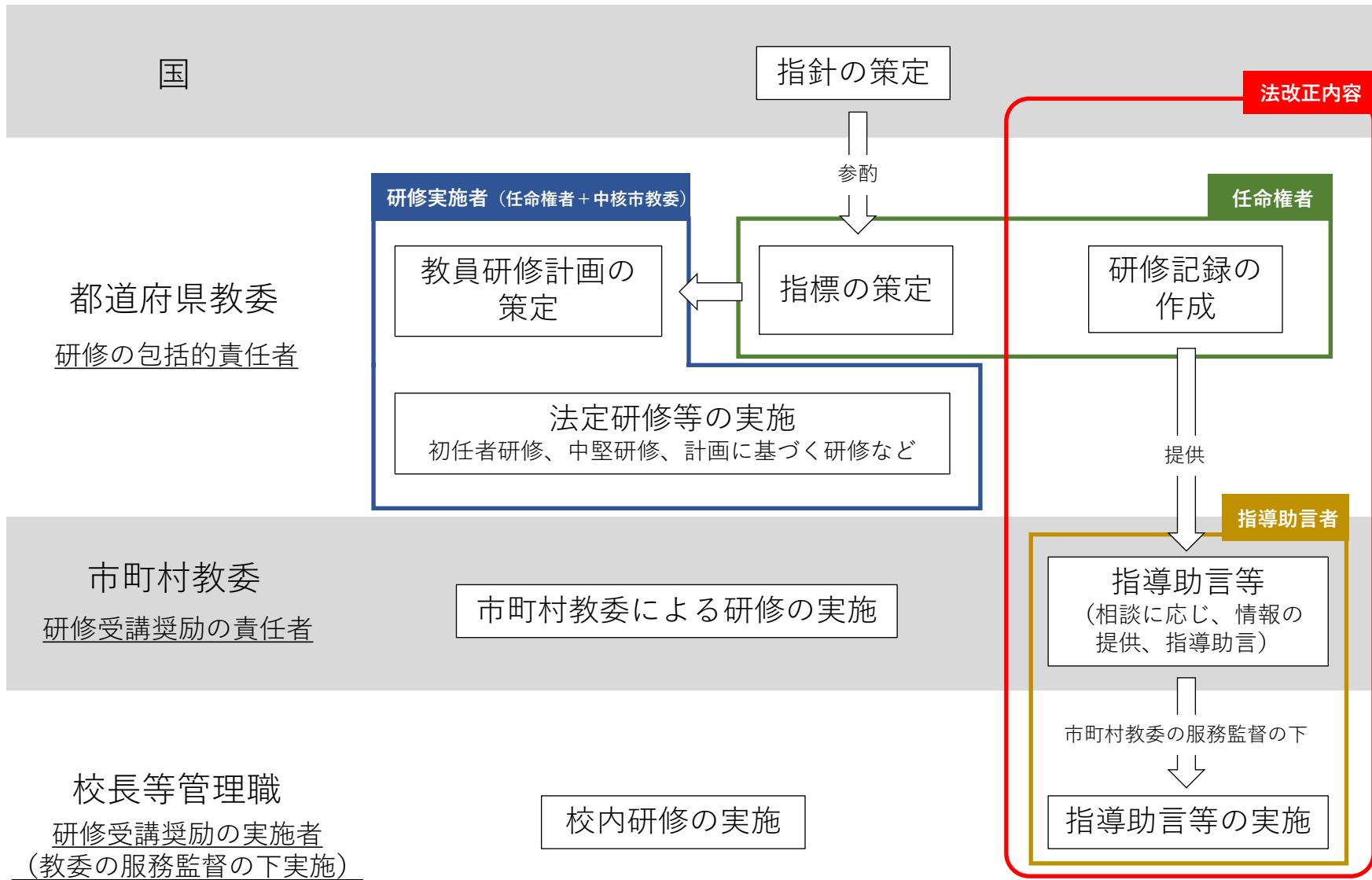
①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

②主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上に弾力化する。

施行期日

令和4年7月1日（1. の規定は令和5年4月1日）

新たな研修の仕組みにおける主体の整理（県費負担教職員の場合）



「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿のイメージ

